

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目1番地
株式会社昭文社ホールディングス
代表取締役社長 黒田 茂夫

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。株主の皆様におかれましては、本年は健康状態に関わらず、感染拡大防止の観点から、是非とも書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

書面による事前の議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士(東)
※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイト (<https://www.mapple.co.jp/>) にてご案内を致しますので、株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいようお願い申しあげます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 第63期定時株主総会招集ご通知提供書面のうち「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mapple.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部、ならびに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mapple.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。このような状況の中、本定時株主総会においては、下記の対応を実施させていただく予定です。本定時株主総会へのご出席をご予定または検討されている株主の皆様におかれましては、感染予防及び感染拡大防止の観点から慎重にご判断くださいますようお願い、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ◆お土産のご用意はございません。
- ◆安全上の理由により、ドリンクの提供及び商品展示は中止いたします。
- ◆本定時株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただくとともに、当日の体温測定、マスクの着用及びアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。
- ◆体調不良とお見受けする株主様には運営スタッフがお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。
- ◆会場は、ソーシャルディスタンスを確保するため、ご用意できる席数が例年より減少いたします。入場制限を行わせていただく場合もございます。
- ◆株主総会の議事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございます。
- ◆本定時株主総会の役員及び運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。

(提供書面)

第63期 事業報告

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績全般の動向

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症パンデミックで急減速した世界経済がワクチン普及によりようやく回復に向かう中、輸出や鉱工業生産は一部に供給制約の影響を受けながらも基調としては増加を継続し、企業収益も改善、設備投資も持ち直し始めておりますが、製造業が比較的堅調な一方、年度を通じ新たな変異株が発生するたびに同感染症が波状的に流行し、政府及び各自治体により緊急事態宣言やそれに準ずる措置が繰り返し発出されたことで、特に飲食・宿泊業や、旅客輸送業、観光関連業界等において市況の停滞を余儀なくされる局面が長期化いたしました。特に人々が国境をまたぐアウトバウンド／インバウンド業界においては、わが国を含む各国の入国規制により先の見通しが立たない厳しい事態が継続いたしました。また、経済活動が回復に向かうとパンデミックがもたらした供給制約の影響や原油等の資源価格の高騰により世界中でインフレーションが進行し、加えて年度末近くにロシアがウクライナを軍事侵攻したことで地政学的リスクが一気に高まり、わが国を取り巻く経済環境は再び不安定な状態となっております。

新型コロナウイルス感染症流行による事業環境への甚大な影響に対し、当社グループでは、これまでリモートワーク推進等局所的な取り組みとなっていたDX(デジタルトランスフォーメーション)を、グループ全体のあらゆる事業領域において新たな収益機会の獲得や、既存収益の補強、間接業務の合理化効率化によるコストダウンに結び付ける戦略として積極的に導入、活用してまいりましたが、かかる事態が長期に及ん

だため、さらなる事業再編、構造改革に踏み込んだ対策が必要との認識に立ち、市販出版物事業において営業及び物流拠点の統廃合を実施した上、2022年1月11日に「連結子会社における希望退職者の募集に関するお知らせ」にて公表したとおり、事業戦略に沿った人員体制の適正化のために希望退職者の募集を行い、また、観光事業及びそのバックヤード業務が軸となるコールセンター事業においては、2021年6月30日の「連結子会社の異動に関するお知らせ」及び2022年3月4日に「連結子会社の異動を伴う株式譲渡及び特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表したとおり、第三者割当増資や持株譲渡等の施策を通じて当社グループの事業から除外することとなりました。

なお、当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減額及び前連結会計年度比（%）を記載せずに説明しております。

また、当社グループは、2021年12月17日に「新市場区分における「スタンダード市場」選択申請に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社グループが主たる事業を行っている業界が総じて成熟した状況にあることを含め、昨今の当社グループを取り巻く事業環境等を総合的に勘案し、2022年4月の東京証券取引所の新市場区分への移行において「スタンダード市場」を選択しております。

当連結会計年度の売上高は、春から初夏にかけては、主力の市販出版物事業で前年の同時期に初めて緊急事態宣言が発出された際の事業環境への影響が甚大だったことの反動による急回復の動きも見られましたが、年度を通じて繰り返された新型コロナウイルス感染症流行の波に絶えず翻弄され、結果的に同事業の売上は前年度実績に届かず、また、前年に不動産事業として売上収益に計上した固定資産の譲渡に相当する規模の売上がなかったことから、売上高は46億19百万円となりました（前連結会計年度は63億13百万円）。

損益面におきましては、あらゆる事業領域においてDX推進を軸とする業務の合理化及び効率化等、コストコントロールを徹底したことで売上原価、販売費及び一般管理費は前年に比べて減少しており、営業損失において前連結会計年度から幾分損失幅を縮小でき、14億7百万円となりま

した（前連結会計年度は営業損失14億48百万円）。これに加え、2021年8月6日にお知らせした営業外収益（為替差益）の計上等もあり、経常損失は12億88百万円となりました（前連結会計年度は経常損失14億15百万円）。また、特別損失においては、当社グループが保有する固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果等から減損損失88百万円、2022年2月25日にお知らせした連結子会社における希望退職者の募集の結果に伴う特別退職金40百万円、2022年3月4日にお知らせした連結子会社の株式譲渡に伴う関係会社株式売却損31百万円等を計上いたしておりますが、前連結会計年度に計上した減損損失6億26百万円に規模において相当するような費用が当連結会計年度では発生しなかったことから前年度に比べて損失額が大幅に減少しております。この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は前連結会計年度より損失幅が縮小し、15億78百万円となりました（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失23億74百万円）。

当連結会計年度の分類別売上高の概況は次のとおりであります。

区 分	売上高（千円）	構成比（％）	前期比（％）
メディア事業	2,957,103	64.0	—
ソリューション事業	1,478,482	32.0	—
その他事業	183,889	4.0	—
合 計	4,619,475	100.0	—

- (注) 1. 前連結会計年度に記載していた「観光事業」及び「不動産事業」は売上高が僅少であることから「その他事業」に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しているため、前期比（％）につきましては記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、1億97百万円であります。主な内容は、各種サービスに活用するソフトウェア等99百万円及び本社・埼玉製本センターの改修工事、車両運搬具・OA機器などの有形固定資産97百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の子会社であった株式会社MEGURUは、2021年7月20日付で実施した株式の併合及び第三者割当増資、ならびに2022年2月28日付で実施した第三者割当増資に伴い、同社ならびにその子会社であるMMS GUAM CORPORATION、MEGURU SINGAPORE PTE. LTD.、SHOBUNSHA HAWAII CORPORATION及びSHOBUNSHA GUAM CORPORATIONは、当社の子会社ではなくなりました。

また、当社は、2022年3月31日付で株式会社Kuquluの全株式を株式会社Kuqulu代表取締役である小笠原健治氏に売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第60期 2019年3月期	第61期 2020年3月期	第62期 2021年3月期	第63期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高(千円)	8,770,072	8,073,765	6,313,747	4,619,475
経常損益(千円)	△590,539	15,330	△1,415,294	△1,288,146
親会社株主に帰属する当期純損益(千円)	△1,815,120	129,967	△2,374,272	△1,578,140
1株当たり当期純損益(円)	△99.85	7.15	△130.62	△86.82
総資産(千円)	19,695,365	18,817,926	16,872,511	15,250,640
純資産(千円)	15,286,797	15,212,840	13,286,996	10,461,793

- (注) 1. 第60期において売上高が減少した要因は、市販出版物における地図商品の売上減少や前年にあったような雑誌商品の新刊シリーズがなかったことなどによります。経常損失が改善した要因は、前連結会計年度に引き続き構造改革による効率化の効果が継続したことなどによります。親会社株主に帰属する当期純損失が悪化した原因は、希望退職制度の募集を行ったことによる特別退職金の計上及び当社及び連結子会社が保有する固定資産について前連結会計年度を上回る減損損失を計上したことによるものです。
2. 第61期において売上高が減少した要因は、市販出版物の売上減少などによるものです。経常損益が経常利益に転じた要因は、前連結会計年度に実施した希望退職者の募集の影響による人件費の改善などによるものです。親会社株主に帰属する当期純利益が経常利益を大幅に上回った要因は、横浜営業所の土地及び建物を譲渡したことによるものです。
3. 第62期において売上高が減少した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市販出版物の売上減少や海外にあるアクティビティ施設の営業休止などによるものです。経常損失が改善した要因は、主に前述の売上高の減少によるものです。親会社株主に帰属する当期純損失が経常損失を大幅に上回った要因は、連結子会社が保有する固定資産について減損損失を計上したことによるものです。
4. 第63期において売上高が減少した要因は、前連結会計年度に不動産事業として売上収益に計上した固定資産の譲渡に相当する規模の売上がなかったことなどによるものです。経常損失が改善した要因は、コストコントロールを徹底したことで売上原価、販売費及び一般管理費が減少したことなどによるものです。親会社株主に帰属する当期純損失が大幅に改善した要因は、減損損失の計上額が大幅に減少したことによるものです。
5. 第62期より表示方法の変更を行っており、第61期につきましても、当該表示方法を反映した組替後の数値を記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第63期より適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 昭 文 社	100百万円	100.0%	地図・旅行情報等の出版
株 式 会 社 マ ッ プ ル	100百万円	100.0%	デジタルデータベースを活用したサービスの提供
株式会社マップル・オン	80百万円	100.0%	モバイル（スマートフォン）向けアプリケーションソフトの企画開発・販売及びWeb広告事業
株式会社昭文社クリエイティブ	100百万円	100.0%	当社電子事業であるデータベースの企画・制作

- (注) 1. 株式会社MEGURUならびにその子会社であるMMS GUAM CORPORATION、MEGURU SINGAPORE PTE. LTD. は、株式会社MEGURUが2021年7月20日付で実施した株式の併合及び第三者割当増資、ならびに2022年2月28日付で実施した第三者割当増資に伴い、当社の持株比率が低下したため子会社ではなくなりました。
2. 株式会社Kuquluは、2022年3月31日付で全株式を売却したため子会社ではなくなりました。

(4) 対処すべき課題

近年、情報提供方法のメインストリームは従来の紙媒体から電子媒体へと移行し、多種多様な情報を多くの利用者に大量かつリアルタイムで提供することが可能となってきたために、これまでの事業形態をそのまま維持継続するのはますます困難な事業環境となっております。そこで旧来の体制における課題を打開すべく、事業ごとの最新状況の透明化と意思決定のさらなる迅速化を図りつつ、グループ全体の戦略マネジメント機能を事業経営から分離することを主眼として、当社グループは2020年4月1日より、持株会社が事業会社を子会社とするいわゆるホールディングス体制に移行いたしております。また、これに合わせて当社グループの経営の中核となる経営理念を『安心な暮らしと楽しい旅をサポートする企業』に刷新し、この新たな経営理念に基づき、下記を経営方針として取り決めております。

『当社グループは、地図や実用情報・サービスの提供により、人々の安心な暮らしを支える環境づくりに貢献するとともに、旅やお出かけの特選情報・サービスの提供により、人々の幸せの記憶づくりのお手伝いを行ってまいります。これを実現すべく、協力会社・提携企業との共生を図りながら、情報収集・提供のノウハウ・技術を獲得、蓄積してまいります』

当社グループを取り巻く経営環境及び対処すべき課題等については、以下の通りに認識しております。

まずWEBやスマホアプリの普及拡大により、絶えず情報無料化の波にさらされるようになったことがあげられます。無料情報を通じて大量のユーザーを囲い込み、広告やクーポン配布を通じて物品・サービスの購入に導くタイプのWEBやアプリ媒体が広範に普及したことに加えて、ブログ・SNS・動画配信アプリといったユーザー発信・共有型メディアが普及し、ユーザー相互間の情報交流が一般化するとともに一次情報に対するユーザーの評価・コメント等が二次情報として注目されるようになりました。こうした時代にあって単なる情報はすでに価値が乏しく、情報に合わせてどのような付加価値を提供していくかが重要な課題であると認識し対応してまいりました。例えば、独自の情報源や取捨選択ノウハウにより収集した特選情報を斬新な切り口で提供すること、ユーザー個々の価値観や趣味嗜好に寄り添うブランドを育成し公式SNSの運営等を通じて親しみを感じ信頼していただける情報として提供すること、情報のみならず独自のサービスやソリューション等の付加価値を添えて提供すること、等々であります。また同時に、電子媒体の普及はこれまでの版元、取次、書店といった出版物の流通のあり方にも大きな影響が及び、出版物の流通の一部をネット書店が担うようになり、電子書籍市場も着実に拡大してまいりました。このため従来のやり方を見直し、出版物の流通在庫を最適化する一方、営業や間接業務における合理化・省力化に積極的に取り組むことでコスト構造改革を進め、併せて事業拠点の統廃合・再配置等も実施してまいりました。

さらに、最新のAI応用技術においては、従来とは桁違いのビッグデータを用いてユーザー個々のよりきめ細かなニーズに対応した情報やサービスの提供が可能になるばかりでなく、企業の生産・営業活動の様々な領域において現在ひとが従事している多くの業務を置き換えていくことさえ期待されております。こうした環境変化に対し、当社グループとしても、従来の市販出版物事業やソリューション事業を行うことと並行して、これまで以上にWEBやスマホアプリ、電子書籍等、電子媒体による情報提供に注力し、最新の技術やノウハウを蓄積することで、より使いやすく利便性の高い情報提供やソリューションのあり方に取り組んでいくことが重要な課題であると認識しております。加えて、グループ各社の事業を支える業務全般についてDX（デジタルトランスフォーメーション）を採り入れることでさらなる合理化・効率化への変革も進めております。具体的には、間接業務を含むすべての業務におけるテレワーク、オンライン会議、ペーパーレス化等、営業におけるWEB営業、ウェビナー、オンライン決済等、制作におけるWEB編集・校正等によるものであります。

こうした課題認識の中、2019年に初めて確認された新型コロナウイルス感染症が瞬く間に世界中に拡大してパンデミックとなりました。同感染症は国内でも数次にわたって波状的に流行し、それに対応する政府や自治体による緊急事態宣言やそれに準じる措置が繰り返し発出されたことで、飲食・宿泊サービス業、旅客輸送業、旅行関連業界が長期にわたる停滞を余儀なくされ、また、国境をまたぐ渡航については見通しが立たない局面が継続する等、当社グループを取り巻く事業環境が甚大な影響を受けることとなりました。当社グループとしても、喫緊の課題として上記DXを含めコスト構造改革となる施策を矢継ぎ早に実施してまいりましたが、かかる事態が長期に及んだため、さらなる事業再編、構造改革に踏み込んだ対策が必要との認識に立ち、市販出版物事業において営業及び物流拠点の統廃合を実施した上、事業戦略に沿った人員体制の適正化のために希望退職者の募集を行い、また、観光事業及びそのバックヤード業務が中心となるコールセンター事業においては、第三者割当増資や持ち株譲渡等の施策を通じて当社グループの事業から除外することとなりました。

世界中がコロナ禍に見舞われて以来二年余りが経過し、なお新変異株の出現による流行の波が訪れる懸念は残るものの、ワクチンの追加接種や治療薬の普及浸透により、事業環境に及ぼす影響は次第に軽微なものになっていくことが期待されております。当社グループとしては、今般の緊急事態を乗り切るための事業再編、構造改革を経た今、アフターコロナ時代に向け、引き続きDXによる様々な施策、新規事業開発、業務提携による商品・サービス開発等を積極的に推進しつつ、グループの柱となる各事業を早期に再生し、かつ再成長の軌道に乗せることが重要な課題であると認識し、この課題にグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様には、引き続きあたたかいご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、独自開発による地図データ・ガイドデータを中核とし、それを活用した地図・雑誌・ガイドブックの企画・制作及び出版販売や、デジタルデータベースの企画・制作・販売およびそれらを活用したサービスの提供等「地図・旅行情報提供事業」を展開しております。

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

[メディア事業]

市販出版物及び電子書籍・アプリの販売、雑誌広告・WEB広告の販売、出版物に由来するブランドや商標権の権利許諾等

[ソリューション事業]

当社グループのコアコンピタンスである地図・ガイドデータベースの販売、同データベースを活用したシステム製品やソリューションの販売等

[その他事業]

当社グループが保有する土地・建物等の有形固定資産の譲渡、賃貸

(6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

株式会社昭文社 ホールディングス	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
	商品センター	大阪府摂津市
	製本センター	埼玉県加須市

② 子会社

株式会社昭文社	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
	制作本部	東京都江東区
	支社	大阪府吹田市
株式会社マッブル	本社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
株式会社マッブル・オン	本社	東京都千代田区二番町1-2-731
株式会社昭文社クリエイティブ	本社	千葉県市原市五井中央西2-8-33-402

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
メディア事業	103 [26]	-34
ソリューション事業	95 [16]	-6
その他事業	- [-]	-42
全社 (共通)	31 [40]	-1
合計	229 [82]	-83

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、嘱託社員・契約社員及び臨時従業員 (1人1日7時間換算、年間平均人員) については [] 内に外数で記載しております。
2. メディア事業の使用人数が前期末と比べて大幅に減少しておりますが、その主な理由は、株式会社昭文社にて希望退職者の募集を実施したことによるものであります。
3. その他事業の使用人数が前期末と比べて大幅に減少しておりますが、その主な理由は、株式会社MEGURUならびに株式会社Kuquluが子会社でなくなったことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
31 [40]	-1	47.3歳	18.8年

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、嘱託社員・契約社員及び臨時従業員 (1人1日7時間換算、年間平均人員) については [] 内に外数で記載しております。
2. 平均年齢・平均勤続年数は当社から社外への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	470,000
株式会社三菱UFJ銀行	170,000
株式会社りそな銀行	130,000

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 57,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,178,173株
- ③ 株主数 21,746名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
黒 田 敏 夫	3,574	19.66
黒 田 茂 夫	1,701	9.36
株 式 会 社 エ ム テ ィ ー ア イ	1,688	9.29
株 式 会 社 M G S H D	1,674	9.21
S P S H D 株 式 会 社	1,673	9.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	687	3.78
株 式 会 社 M T - A p p	352	1.93
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y M G C M C L I E N T A C C T S M I L M F E	274	1.50
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250	1.37
昭 文 社 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 員 持 株 会	244	1.34

（注）持株比率は自己株式（951株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.mapple.co.jp/>)に掲載しております。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (2022年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	黒 田 茂 夫	株式会社マップル代表取締役 株式会社マップル・スプリング代表取締役社長
取 締 役	清 水 康 史	株式会社昭文社代表取締役
取 締 役	加 藤 弘 之	管理本部長 株式会社昭文社取締役 株式会社マップル監査役 株式会社昭文社クリエイティブ監査役 株式会社マップル・オン監査役
取 締 役	上 原 嗣 則	株式会社MEGURU代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	飯 塚 新 真	株式会社昭文社監査役
取 締 役 (監査等委員)	関 聡 介	弁護士 エレマテック株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	桑 野 雄 一 郎	弁護士 豊田通商株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 関聡介氏及び桑野雄一郎氏は社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、飯塚新真氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 関聡介氏及び桑野雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2022年3月31日をもって清水康史氏は取締役を辞任いたしました。なお退任時における重要な兼職は、株式会社昭文社の代表取締役でありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役全員と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員（但し、会計監査人は含まない）であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、2022年3月期からの取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

<役員報酬の決定に関する方針>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬（月額報酬）及び業績連動報酬（役員賞与）で構成されており、中長期的な企業価値向上を踏まえた制度設計としております。

2. 基本報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準および経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮し、また、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬諮問委員会の意見も踏まえたうえ、

(1) 監査等委員以外の各取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定するものとします。

(2) 監査等委員である各取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員の協議で決定するものとします。

3. 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬は、取締役（監査等委員以外）を対象とした年額の役員賞与とし、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、また、報酬諮問委員会の意見も踏まえたうえ、

(1)まず、当該事業年度における全取締役（監査等委員以外）共通の支給基本割合（基本報酬の額に対する比率。基本報酬の額の25%を目安とする。）を、取締役会で決定するものとします。

(2)その上で、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、年間計画に基づき設定した各事業年度の目標売上高および経常利益に対する達成度等に応じ、各取締役（監査等委員以外）につき、前号で決定した支給基本割合に対して0%～200%の範囲で算出した各支給割合を取締役会で決定し、前記2(1)で決定された各基本報酬額に各支給割合を乗じて算出される金額を、各取締役（監査等委員以外）に対して現金報酬として、毎年一定の時期に支給するものとします。

4. 代表取締役社長への委任

上記2(1)及び3(2)の決定にあたっては、取締役会は、その決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任することがありますが、この場合においても、委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会の意見を踏まえて当該具体的内容の決定を行うものとします。この権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬（総額及び個人別の報酬）の決定につきましては、2021年7月9日に取締役会にて以下のとおり決議いたしました。

- ・業績連動分については支給割合を一律0とする
- ・役員報酬の基本分については報酬諮問委員会の意見も踏まえたうえで（総会決議の範囲内で）社長である黒田茂夫に一任とする

なお、報酬諮問委員会の答申については次のとおりです。

【期間】

2021年7月1日から2022年6月末まで

【役員報酬のこの期間における内訳】

役員報酬金額は、基本分を8：業績分を2とする。

【役員報酬のこの期間における全体方針】

業績分2については一律0とし、基本部分8についても取締役ごとに業績を勘案して取り決めることとする。

取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会の答申を受けたうえで報酬等の内容を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	60,930 (-)	60,930 (-)	- (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,048 (9,600)	18,048 (9,600)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	78,978 (9,600)	78,978 (9,600)	- (-)	7 (2)

- (注) 1. 上記には、2022年3月31日に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。なお、当該決議時の対象は取締役6名（うち社外取締役1名）であります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の対象は取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役2名）であります。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役関聡介氏は、エレマテック株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
取締役桑野雄一郎氏は、豊田通商株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 関 聡介	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（100%）、監査等委員会24回のうち24回（100%）に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス面を重視した助言をいただくことを期待し、当該観点から意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 桑野 雄一郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（100%）、監査等委員会24回のうち24回（100%）に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス面を重視した助言をいただくことを期待し、当該観点から意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

	監 査 法 人 A & A パ ー ト ナ ー ズ
1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.mapple.co.jp/>)に掲載しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,682,604	流動負債	3,852,715
現金及び預金	3,970,226	支払手形及び買掛金	516,531
受取手形及び売掛金	1,481,557	短期借入金	770,000
商品及び製品	837,523	未払費用	220,353
仕掛品	202,279	未払法人税等	12,423
原材料及び貯蔵品	258	未払消費税等	16,151
販売用不動産	19,495	返金負債	1,932,507
その他	177,124	賞与引当金	212,610
貸倒引当金	△5,861	その他	172,139
固定資産	8,568,036	固定負債	936,130
有形固定資産	4,790,260	繰延税金負債	664,353
建物及び構築物	1,372,103	退職給付に係る負債	87,439
機械装置及び運搬具	13,220	その他	184,338
工具、器具及び備品	135,939	負債合計	4,788,846
土地	3,268,997	(純資産の部)	
無形固定資産	8,844	株主資本	9,662,620
その他	8,844	資本金	10,141,136
投資その他の資産	3,768,931	資本剰余金	4,168,372
投資有価証券	2,240,819	利益剰余金	△4,646,363
退職給付に係る資産	1,406,241	自己株式	△524
その他	179,077	その他の包括利益累計額	799,173
貸倒引当金	△57,208	その他有価証券評価差額金	818,742
		退職給付に係る調整累計額	△19,568
		純資産合計	10,461,793
資産合計	15,250,640	負債純資産合計	15,250,640

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,619,475
売上原価		3,882,338
売上総利益		737,137
販売費及び一般管理費		2,144,149
営業外収益		1,407,011
受取利息	248	
受取配当金	42,331	
受取貸料	4,900	
助成金収入	47,325	
為替差益	26,465	
古紙売却却収入	5,912	
投資事業組合運用益	12,437	
その他	8,224	147,824
営業外費用		
支持分法による投資損失	12,378	
その他	16,513	
経常損失	67	28,959
特別利益		1,288,146
特 別 資 産 売 却 益	5,909	5,909
特 別 資 産 損 失		
固定資産売却損	63,085	
固定資産除却損	256	
関係会社株式売却損	31,095	
減損	88,979	
特別退職金	40,970	
持分変動損	25,986	250,374
税金等調整前当期純損失		1,532,611
法人税、住民税及び事業税	23,651	
法人税等調整額	21,876	45,528
当期純損失		1,578,140
親会社株主に帰属する当期純損失		1,578,140

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日期首残高	10,141,136	4,168,372	△1,904,023	△475	12,405,009
会計方針の変更による累積的影響額			△1,169,273		△1,169,273
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,141,136	4,168,372	△3,073,296	△475	11,235,736
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,578,140		△1,578,140
自己株式の取得				△49	△49
持分法の適用範囲の変動			5,073		5,073
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,573,066	△49	△1,573,115
2022年3月31日期末残高	10,141,136	4,168,372	△4,646,363	△524	9,662,620

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
2021年4月1日期首残高	888,880	△645	△6,247	881,987	13,286,996
会計方針の変更による累積的影響額					△1,169,273
会計方針の変更を反映した当期首残高	888,880	△645	△6,247	881,987	12,117,723
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,578,140
自己株式の取得					△49
持分法の適用範囲の変動					5,073
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△70,138	645	△13,320	△82,813	△82,813
連結会計年度中の変動額合計	△70,138	645	△13,320	△82,813	△1,655,929
2022年3月31日期末残高	818,742	—	△19,568	799,173	10,461,793

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,512,847	流 動 負 債	1,245,677
現金及び預金	2,344,673	買掛金	234,353
売掛金	1,741	短期借入金	770,000
販売用不動産	19,495	未払金	13,080
前払費用	21,876	未払費用	76,072
その他	125,066	未払法人税等	361
貸倒引当金	△6	賞与引当金	30,872
固 定 資 産	9,425,025	その他の他	121,938
有形固定資産	4,778,540	固 定 負 債	511,486
建物	1,358,586	繰延税金負債	327,147
構築物	6,009	長期未払金	174,300
機械及び装置	5,043	長期預り保証金	10,038
車両運搬具	8,177	負 債 合 計	1,757,163
工具、器具及び備品	131,726	(純資産の部)	
土地	3,268,997	株 主 資 本	9,362,002
投資その他の資産	4,646,484	資本金	10,141,136
投資有価証券	2,228,024	資本剰余金	4,168,372
関係会社株式	1,694,229	資本準備金	4,076,769
長期貸付金	1,402,330	その他資本剰余金	91,603
破産更生債権等	350,000	利益剰余金	△4,946,981
前払年金費用	434,640	その他利益剰余金	△4,946,981
その他	108,033	繰越利益剰余金	△4,946,981
貸倒引当金	△1,570,773	自 己 株 式	△524
資 産 合 計	11,937,872	評価・換算差額等	818,705
		その他有価証券評価差額金	818,705
		純 資 産 合 計	10,180,708
		負 債 純 資 産 合 計	11,937,872

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,361,929
売 上 原 価		452,959
売 上 総 利 益		908,969
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		661,273
営 業 利 益		247,695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	125,918	
受 取 賃 貸 料	4,900	
助 成 金 収 入	9,285	
投 資 事 業 組 合 運 用 益 他	12,437	
そ の 他	3,866	156,406
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,357	
そ の 他	50	11,408
特 別 常 利 益		392,694
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,841	5,841
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	42	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	108,727	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,628,745	
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	85,393	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,199,022	
減 損 損 失	1,298	3,023,228
税 引 前 当 期 純 損 失		2,624,692
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23,530	
法 人 税 等 調 整 額	11,102	34,633
当 期 純 損 失		2,659,326

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計			
2021年4月1日期首残高	10,141,136	4,076,769	91,603	4,168,372	△2,287,655	△2,287,655	△475	12,021,377	
事業年度中の変動額									
当期純損失					△2,659,326	△2,659,326		△2,659,326	
自己株式の取得							△49	△49	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2,659,326	△2,659,326	△49	△2,659,375	
2022年3月31日期末残高	10,141,136	4,076,769	91,603	4,168,372	△4,946,981	△4,946,981	△524	9,362,002	

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日期首残高	888,843	888,843	12,910,221
事業年度中の変動額			
当期純損失			△2,659,326
自己株式の取得			△49
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△70,137	△70,137	△70,137
事業年度中の変動額合計	△70,137	△70,137	△2,729,512
2022年3月31日期末残高	818,705	818,705	10,180,708

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社昭文社ホールディングス
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社昭文社ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭文社ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（会計方針の変更に関する注記）に記載の通り、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会第29号 2020年3月30日）等を適用している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社昭文社ホールディングス

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭文社ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社昭文社ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 飯塚新真 ⑩

監査等委員 関聡介 ⑩

監査等委員 桑野雄一郎 ⑩

(注) 監査等委員関聡介及び桑野雄一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、上場会社において定款に定めることで新たに「場所の定めない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社は、将来バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加し、あわせて効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <新 設></p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p>	<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p> <削 除></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p> <新 設></p>	<p> <削 除></p> <p>(電子提供措置等) <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～36条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第16条～36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(招集に関する附則)</p> <p><u>変更後定款第12条第2項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の定めにより経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日（以下「確認日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項および本項は、確認日にこれを削除する。</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。</u></p>

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
2	カトウ ヒロユキ 加 藤 弘 之 (1974年6月20日)	2007年4月 当社入社 2017年12月 当社執行役員管理本部長 株式会社昭文社クリエイティブ監査役 (現任) 株式会社マップル・オン監査役 (現任) 2019年4月 当社執行役員管理統括本部長 2020年1月 当社取締役管理統括本部長 2020年4月 当社取締役管理本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社昭文社 取締役 株式会社マップル 監査役 株式会社昭文社クリエイティブ 監査役 株式会社マップル・オン 監査役 取締役候補者とした理由 当社管理部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役、子会社監査役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	株 5,800

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	イヅカ ニマ 飯 塚 新 真 (1962年11月26日)	1986年3月 当社入社 2012年4月 当社デジタルコンテンツ営業本部長 2013年4月 当社ソリューション営業本部長 2017年4月 株式会社昭文社クリエイティブ取締役 2017年12月 当社内部監査室 2018年6月 当社取締役[監査等委員]（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社昭文社 監査役 監査等委員である取締役候補者とした理由 当社制作部門や営業部門及び子会社役員における豊富な経験と実績があり、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。	株 11,200

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
2	せき りうすけ 関 聡 介 (1966年6月29日)	1993年4月 弁護士登録 1993年4月 本林・青木・千葉法律事務所入所 2003年6月 当社監査役 2004年1月 銀座プライム法律事務所開設(現任) 2007年6月 高千穂電気株式会社(現エレマテック株式会社) 監査役 2015年6月 エレマテック株式会社 社外取締役(現任) 2016年6月 当社取締役[監査等委員](現任) (重要な兼職の状況) エレマテック株式会社 社外取締役 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要 弁護士であることから法律面における専門家であり、その専門的見地および見識より経営監視機能の充実が図れるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	株 9,900

候補者 番 号	(フリガナ) 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	桑 野 雄一郎 (1966年5月18日)	1993年4月 弁護士登録 1993年4月 濱田・松本法律事務所入所 2003年9月 骨董通り法律事務所開設 2005年6月 当社監査役 2016年6月 豊田通商株式会社社外監査役（現任） 2016年6月 当社取締役[監査等委員]（現任） 2018年3月 高樹町法律事務所開設（現任） （重要な兼職の状況） 豊田通商株式会社 社外監査役 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要 弁護士であることから法律面における専門家であり、その専門的見地および見識より経営監視機能の充実が図れるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	株 9,400

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関聡介氏および桑野雄一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関聡介氏および桑野雄一郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 関聡介氏は、エレマテック株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
5. 桑野雄一郎氏は、豊田通商株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
6. 関聡介氏および桑野雄一郎氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、企業の経営に関与したことはありませんが、各人の取締役候補者とした理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は、飯塚新真氏、関聡介氏および桑野雄一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、飯塚新真氏、関聡介氏および桑野雄一郎氏の再任が承認された場合には、各位との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、関聡介氏および桑野雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。関聡介氏および桑野雄一郎氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 監査等委員である取締役候補者にかかる補償契約の締結について
当社は、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社の成長に向けた積極果敢な経営判断を支えるため、各候補者と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。
10. 監査等委員である取締役候補者にかかる役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考)

取締役スキルマトリックス

氏名	当社における地位	属性	取締役の専門性					
			経営	国際経験	営業・マーケティング	法務・リスク管理	財務・会計	業界の知見
黒田茂夫	代表取締役社長	社内	●		●			
加藤弘之	取締役	社内	●				●	
上原嗣則	取締役	社内	●	●	●			
飯塚新真	取締役 監査等委員	社内						●
関 聡介	取締役 監査等委員	社外独立				●		
桑野雄一郎	取締役 監査等委員	社外独立				●		

株主優待に関するお知らせ

当社では、当社グループの事業についてより深くご理解いただきたく、株主優待制度として、2022年3月末日現在、100株以上ご所有の株主様に3,000円相当の当社グループ商品を進呈しております。

1. 本年の株主優待について

当社グループの商品ラインナップから株主の皆様にも複数お選びいただく方式といたします。商品ラインナップ、優待品の選択専用WEBページへのアクセス方法、操作方法につきましては、対象の株主様へ、本定時株主総会後にお送りいたします年次報告書とあわせて別紙にてご案内させていただきます。

2. お申し込み期間について

本年の優待品お申し込み受付期間は2022年6月30日～2022年7月31日までを予定しております。

3. 優待品の発送時期について

商品の発送は2022年9月中旬頃を予定しております。

その他株主優待に関する詳細につきましては、後日お送りいたします別紙ご案内をご確認ください。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号
 ホテル グランドアーク半蔵門 4階 富士(東)



- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅からは……………6番出口より、徒歩約3分
- 東京メトロ有楽町線 隼町駅からは……………1番出口より、徒歩約10分

＜新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご来場を自粛いただき、書面による議決権行使を是非ともお願い申し上げます。

- ◆お土産のご用意はございません。
- ◆安全上の理由により、ドリンクの提供及び商品展示は中止いたします。